

令和2年度鎌ケ谷市事務事業評価報告書

1 はじめに

鎌ケ谷市では、平成18年度に「鎌ケ谷市行政評価実施要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、行政評価を本格的に実施しています。

事務事業評価は、「①実施計画策定時の事前評価（多額の経費を要する事業等）」「②会計年度が終了した時点で毎年実施する事後評価」の2つの時点において実施しています。

本報告書は、令和元年度に実施した事業の事務事業評価について、概要をとりまとめたものです。

なお、今年度は実施計画を策定する年度であることから、実施計画の策定に際して事前評価を別途行います。

2 行政評価の目的

鎌ケ谷市の行政評価の目的は、「効果的かつ効率的な市政の推進に資すること」及び「市民に対する説明責任を全うすること」の2つを掲げています。（要綱第1条）

行政評価の目的

①効果的かつ効率的な市政の推進に資すること

- ・職員の意識改革の推進（例えば、成果・コストなどへの気づき）や政策形成能力の向上（達成度による評価と企画立案能力）が期待され、効率性の高い行政サービスの実現が図られる。
- ・施策や事業の成果志向が高まることで、施策・事業の重点化が図られ、結果重視の行政運営が進められる。

②市民に対する説明責任を全うすること

- ・市民への情報公開が進み説明責任が高まり、市民参加型の行政が促進される。

3 評価対象

403 事務事業

令和元年度鎌ケ谷市予算書に計上されている事業別予算を基本に、原則として、全事務事業を対象にしています。（一般会計・特別会計すべて）

「予算書における事業別予算」と「行政評価における事務事業」との区分を一致させる観点から、引き続き調整を行っているため、一部令和元年度予算書と一致しない区分があります。

4 評価方法

「鎌ケ谷市事務事業評価表（事後）」による事務事業の所管課の自己評価（「事務事業評価の実施に関する要領」による）を行いました。

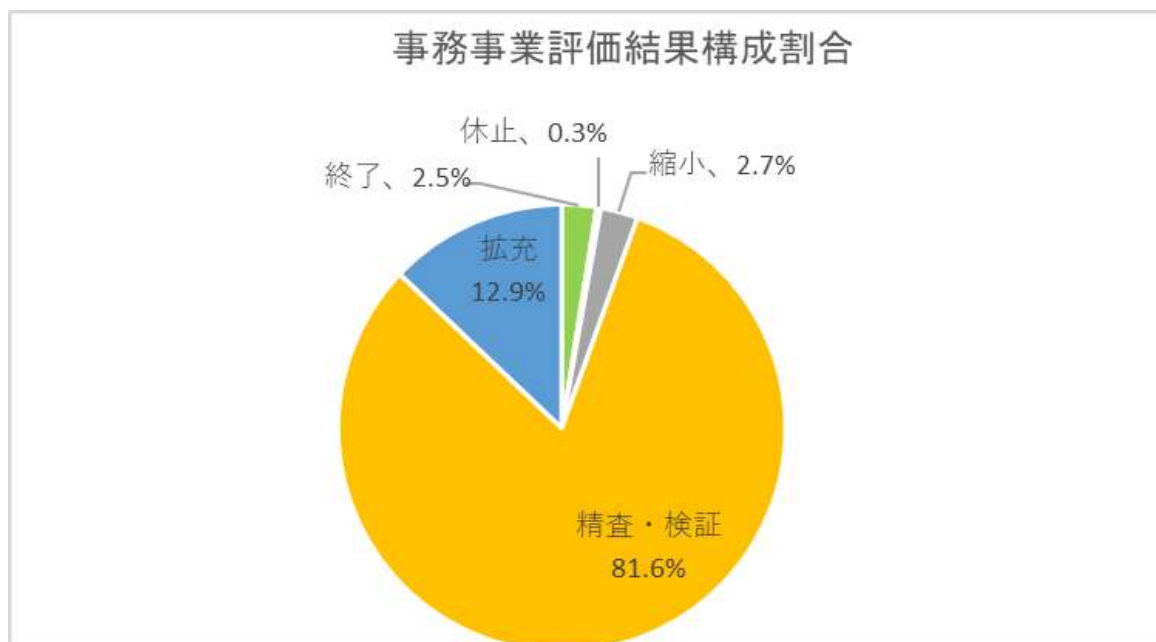
なお、平成22年度からの事務事業評価では、「廃止」「休止」「縮小」できる事務事業がないか従来よりも厳しい視点で評価を行うとともに、「現状維持」の評価項目をなくし、例え事業を継続する場合でも「精査・検証」とし、不断の事務事業の見直しを行っています。

5 評価結果

(1) 全事務事業の総合評価

各事務事業の今後の方向内容を評価する項目です。

区分	事務事業数	構成割合 (%)
終了 (事業が完了したので終了する)	10	2.5%
休止 (再開を前提に休止する)	1	0.3%
縮小 (規模を縮小する)	11	2.7%
精査・検証 (業務手法等について精査・検証の上、継続する)	329	81.6%
拡充 (重点的に資源を配分し、規模を拡大する)	52	12.9%
合計	403	100.0%



6 今後の取組み

(1) 評価結果の活用

令和3年度予算編成、前期基本計画及び第1次実施計画におけるヒアリング時に事務事業評価結果を活用します。

(2) 行政評価を含めた行財政運営に関する市民との情報共有

「～みんなで考え、実行する～鎌ヶ谷市行財政改革推進プラン (改訂版)」の取組み「行財政運営に関する市民との情報共有」で掲げているとおり、行政評価の結果についても、様々な機会を捉え、市民と情報共有していきます。

7 令和2年度事務事業評価スケジュール

時期	内容
4月14日（水）	令和元年度事業に関する事務事業評価表の提出依頼
5月20日（月）	評価表提出締切
5月～	評価表調整（記載不備など）
7月14日（火）	政策調整会議付議
8月11日（月）	連絡会議付議
8月～	庁外公表（ホームページ等による掲載）（予定） ※公表について、市議会議長へ報告